

介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて①  
(総合事業見直しの背景と課題解決に向けた取組)

1 総合事業とは

➤ 総合事業の目的

要支援者等の方が地域とのつながりを維持しながら、その能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで自立意欲の向上につなげていくことを目的として、従来の訪問・通所介護に加えてリハビリ専門職が関与する短期集中サービス、地域住民がサービスの担い手となる緩和型サービス等、多様なサービスを総合的に提供する体制を構築すること。

➤ 本市の総合事業の仕組み

- ・ 従来型の介護予防訪問・通所介護のほか、「支援強化型訪問・通所介護」「支え合い訪問・通所介護」（第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画書 P. 32）のサービスを整備。身体介護が必要な方や認知症の症状がある方以外は、まずリハビリ専門職が関与する「支援強化型訪問・通所介護」により、短期間での回復を目指す。
- ・ 基本チェックリスト（高齢者の生活や健康状態についての 25 項目の質問に回答することで、心身の機能の低下をチェックできる）を実施することで、サービスの利用が可能。要介護（要支援）認定の手続きを経ることなく、介護予防・生活支援サービスを利用することができる。

2 総合事業見直しの背景

- 総合事業（介護予防・生活支援サービス等）について、以下の課題を抽出（第 8 期計画書 P. 31 中段）

○ 身体介護が必要な方及び認知症の症状がある方のみが従来型サービスを利用し、それ以外の方は原則として初めに支援強化型サービスを利用し、短期間での回復を目指すという運用がされていないケースがあります。また、いったんサービスの利用が始まると、利用者の中にサービスを利用し続けたいという意識が生まれてしまい、介護予防・日常生活支援総合事業の目的のひとつである「卒業」にまで至らないケースが多く見られます。介護予防と機能回復を促すという観点から、今後、基本チェックリストを活用した支援強化型・支え合いのサービスの利用につなげるケースを増やす必要があります。

- 上記の課題に対応するため、第 8 期計画における期限目標として、「介護予防・生活支援サービスの方向性を見直し」を設定（第 8 期計画書 P. 79）。

- 介護福祉課の担当職員による検討会により、「サービス利用者やその家族、サービスの担い手等に、制度の意義が理解・共有されていないこと」が課題として抽出。
  
- 課題の解決のために、以下の取組を検討。
  - 《地域包括支援センター等のサービスの担い手には…》
    - ⇒ 勉強会の開催や、好事例の横展開等による目標意識の共有
  - 《利用者や家族（市民）向けには…》
    - ⇒ パンフレット、ホームページ等による情報提供、啓発活動

### 3 サービスの担い手に対する取り組みについて

#### (1) 令和3年度介護予防講演会への地域包括支援センター職員の参加

##### ➤ 開催目的

介護予防への関心を高め、地域での活動の重要性を学び、早期から介護予防に取り組み、健康な高齢者が地域の支え手になる認識を得るきっかけを作ること。また、フレイル期等に利用できるサービス（短期集中予防サービス）を知り、今後の選択肢の一つと認識できるようになること。

##### ➤ テーマ

地域のつながりからはじめる介護予防・フレイル予防大作戦

##### ➤ 講師

服部 真治氏

(医療経済研究機構 研究部主席研究員兼研究総務部次長／業務推進部特命担当)

※ 服部氏の経歴等は、別紙1を参照。

##### ➤ 講演会に参加した地域包括支援センター職員からの意見（一部抜粋）

- ・ 行政と一緒に取り組む必要性を感じた。
- ・ 成功している自治体の話を聞くことにより、本市でどう取り組んでいったらよいかが見えた。
- ・ 元の生活を取り戻すために、一時的に短期集中予防サービスを利用して、早く対応していくことが必要と感じた。
- ・ リエイブルメント(再自立)がキーワード。「出来なくなった状態を維持する」のではなく、「元の暮らしを取り戻してもらおう」とわかりやすい。また、短期集中でも明確。ハッピーエイジプログラムなど事業所が協働していることも良いと感じた。
- ・ 実態把握をした上で、再自立を促せるよう自立のきっかけを作り、その後押しをすることが、介護予防の役割であると感じた。

#### (2) 介護予防担当者連絡会での検討

介護福祉課、地域包括支援センターの看護職で構成されている業務連絡会（毎月開催）において、総合事業について継続議題として検討を行った。

##### ➤ 主な議題

- ① 好事例の共有化
- ② 事業所の受入状況についての情報交換
- ③ 事業の課題等について

➤ 参加者からの意見、効果等

- ・ 好事例の共有により、支援強化型サービスへつないだことがない職員にもイメージが伝わり、事業利用のきっかけとなった。
- ・ 事業所の受け入れ体制について情報交換することで、受け入れ先が少ない中、事業の活用につながった。
- ・ 包括の職員からも、「皆で学習することにより介護予防の意義を理解し、事業に取り組む必要性が理解できた」との声があった。また、定期的な学習会や、看護職以外の職員への研修を望む声もあった。
- ・ 好事例の共有化と、介護予防講演会及び各種研修会を皆で受講することにより、目標意識の共有と介護予防の推進に関する意識の醸成が図られた。

#### 4 利用者や家族（市民）向けの取組について

##### (1) 「ともにはぐくむ介護保険」について

「ともにはぐくむ介護保険」（以下「手引き」という。）は、介護保険制度全般について広く案内する手引きとして、介護福祉課、各地域包括支援センター、在宅介護支援センター等で配布しているほか、市公式サイトにも掲載している。

介護福祉課では、令和3年度の介護保険制度改正及び第8期計画の開始等に伴う手引きの改訂に合わせ、介護予防・健康づくりの施策の推進、介護予防・生活支援サービスの利用促進等の観点から、ページ構成や記載内容の改訂を実施した。

##### ➤ 主な変更のポイント

- (1) 介護予防・健康づくり施策の推進のための取組に係る記載の充実
- (2) 「基本チェックリスト」から総合事業利用につながるルートの強調
- (3) 介護保険サービス以外の「多様なサービス」の記載の充実
- (4) 介護保険制度（費用負担、財政等）についての理解の促進

※ 旧手引き・新手引きのページ構成等比較表…別紙2のとおり

##### (2) 東久留米市地域包括ケア特集について

「～このまち東久留米でいつまでも～東久留米市地域包括ケア特集について」（以下「タブロイド」という。）は、東久留米市の広報紙「広報ひがしくるめ」の特集号として全戸配布を実施し、市の一般介護予防に係る取組や、高齢者のみまもりに係る市の事業等を紹介している。

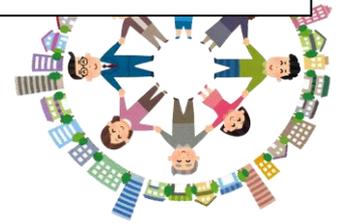
令和4年度の発行に際しては、介護予防・フレイル予防に対する理解を一層促進し、タブロイドを目にした高齢者の方が介護予防・フレイル予防に自主的に取り組んでいただくための契機となる紙面とすることを目的として、前年度から内容の見直しを実施した。

##### ➤ 主な変更のポイント

- (1) 基本チェックリストを大きく掲載（1面）
- (2) サービスの一例として、「支援強化型サービス」を分かりやすく掲載（1面）
- (3) 地域包括支援センターの案内を大きく掲載（4面）

令和3年度 介護予防講演会

# 地域のつながりからはじめる 介護予防・フレイル予防大作戦



介護予防・フレイル予防に「地域のつながり」が重要ということをご存知でしょうか。地域で元気でいきいき暮らしていくためのヒントをお伝えする講演会です。ぜひご参加ください。

**講師：一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会  
医療経済研究機構 主席研究員**

はっとり しんじ  
**服部 真治 氏**



千葉大学大学院医学薬学府博士課程修了 博士（医学） 専門は介護保険制度、地域包括ケアシステム  
【略歴】1996年4月 東京都八王子市入庁  
2014年4月 厚生労働省老健局総務課・介護保険計画課・振興課併任課長補佐  
2016年4月 医療経済研究機構研究部研究員兼研究総務部次長  
2020年4月 医療経済研究機構研究部主席研究員兼研究総務部次長/業務推進部特命担当（現職）  
2020年4月 放送大学客員教授  
【著書】2016年「私たちが描く新地域支援事業の姿 地域で助け合いを広める鍵と方策」（中央法規）共編著  
2017年 地域でつくる！介護予防ケアマネジメントと通所型サービスC  
-生駒市の実践から学ぶ総合事業の組み立て方-（社会保険研究所）共著  
2021年 地域で取り組む 高齢者のフレイル予防（中央法規出版）共編著 他多数

**日時：令和3年12月3日(金)午後2時～4時**

（受付開始：午後1時半）

**会場：東久留米市役所 市民プラザホール**

**対象：市内在住の概ね 65 歳以上の方**

**定員：30名（事前申込制）**

**費用：無料**

※手話通訳が必要な方は申込時に必ずお伝えください

**申込み：11月1日（月） 午前10時から下記へ**

※新型コロナウイルス感染拡大により、講演会が延期・中止等になる場合があります。

<申込および問合せ> 東久留米市介護福祉課 地域ケア係

電話 042(470)7777 内線2501～2503

## 旧手引き・新手引きのページ構成等比較表

令和 2 年度 版
<b>仕組みと加入者(2)</b> 住み慣れた地域でいつまでも元気に
<b>サービス利用の手順(4)</b> 要介護認定の手順 サービス利用の手順①相談～利用できるサービス サービス利用の手順②ケアプランの作成からサービスの利用開始まで
<b>サービスの種類と費用(12)</b> 介護保険サービスの種類
<b>地域支援事業(4)</b> 自分らしい生活を続けるために（総合事業）
<b>保険料の決まり方・納め方(4)</b> 社会全体で介護保険を支えています
<b>費用の支払い／介護保険 Q&amp;A(3)</b> 自己負担割合と負担の軽減 介護保険 Q&A
<b>地域包括支援センター(3)</b> 地域包括支援センターのご案内



令和 3 年度 版
<b>仕組みと加入者(2)</b> 住み慣れた地域でいつまでも元気に
<b>介護保険の財源と保険料(4)</b> 社会全体で介護保険を支えています
<b>相談～利用できるサービス(2)</b> あなたに合ったサービスを確認しましょう
<b>介護予防・日常生活支援総合事業(4)</b> 一般介護予防事業 介護予防・生活支援サービス事業
<b>要介護認定とサービス利用の手順(2)</b> 要介護認定の手順 ケアプランの作成からサービスの利用開始まで
<b>費用の支払い(4)</b> 自己負担割合と負担の軽減
<b>サービスの種類と費用(12)</b> 介護保険サービスの種類
<b>介護保険外のサービス等(3)</b> 高齢者向け事業・サービス 高齢者のみまもりに関する支援 認知症に関する支援
<b>地域包括支援センター(3)</b> 地域包括支援センターのご案内

※（ ）内の数字は使用ページ数。